



1 か月健康診査について

生後 1 か月頃の赤ちゃんの発育状況を確認するための健康診査です。

赤ちゃんに生まれつきの病気がある場合、生後 4 週から 5 週頃に症状が出始める場合があります。

この時期に健康診査を受けることで、病気や異常の早期発見につながり、赤ちゃんの健やかな育ちを促すことができます。

受診・申請方法

受診対象期間：生後 27 日から生後 41 日まで（6 週未満）

受診時にお持ちいただくもの：母子健康手帳

支払いについて：健診にかかった費用全額を医療機関に支払ってきてください。

申請について：1 か月健診を受診したとわかるもの・母子健康手帳
領収書をご持参のうえ、役場健康福祉課に申請してください。

問い合わせ先

井川町役場健康福祉課 有線：4 4 3 7 電話：8 7 4 - 4 4 2 6